

# 小学校隣接こども園の申込方法



## 対象施設

- ・小学校に隣接する認定こども園（那覇市立幼稚園から移行したこども園）
- ・天久みらいこども園および大道みらいこども園3～5歳クラス

## 申込方法

### 4月入園の申込み

一次受付で校区内児童の受付を行い、定員に余裕がある場合のみ、二次受付や追加受付として校区外を含むすべての児童を受け付けます。

### 一次受付

対象児	隣接する小学校の校区に在住する（転入予定含む）新3歳～新5歳の児童
受付日時	令和3年 11月9日（火）～11月11日（木） 14時30分～16時30分
受付場所	各こども園（駐車場はありませんのでお車での来園はご遠慮ください。）
申込方法	必要書類（P.22～24参照）をご提出ください。 3～4歳クラスは、定員を超えた場合、抽選になります。
児童面談	5歳クラスは、受付当日に面談を行いますので、児童も一緒にお越しください。 3～4歳クラスは入園内定後、日を改めて園で面談を行います。
結果発表	11月19日（予定） 抽選結果を市ホームページと各こども園で公表します。

### 二次受付

定員に余裕がある園のみ、二次受付を行います。

11月19日（予定） 二次受付を行う施設を市ホームページにて公表します。

対象児	校区外を含む、すべての新3歳～新5歳の児童
受付日時	令和3年 11月24日（水）～11月26日（金） 8時30分～17時15分
受付場所	那覇市こどもみらい課（本庁舎3階49番窓口）
申込方法	必要書類（P.22～24参照）をご提出ください。 定員を超えた場合は、抽選になります。5歳クラスは、校区在住児童優先です。
児童面談	入園内定後、日を改めて園で面談を行います。
結果発表	12月1日（予定） 抽選結果を市ホームページにて公表します。

天久みらいこども園と大道みらいこども園について、校区外の児童は、3歳以上のクラスに進級できる保証はありません。（転居等で校区外になった場合も含む）

校区外の児童が進級を希望する場合は、毎年、二次受付で申し込みが必要です。

### 追加受付

定員に余裕がある園のみ、追加受付を行います。

R4年1月（予定） 追加受付を行う施設を市ホームページにて公表します。

対象児	校区外を含む、すべての新3歳～新5歳の児童
受付日時	令和4年 2月14日（月）～3月18日（金） 平日 8時30分～17時15分
受付場所	那覇市こどもみらい課（本庁舎3階49番窓口）
申込方法	必要書類（P.22～24参照）をご提出ください。 定員の範囲内で、先着順で受付します。

## 5月以降入園の申込み

定員に余裕がある場合のみ、校区外を含むすべての児童を受け付けます。（※先着順）

受付期間	入園希望月の前々月21日～前月20日（20日が土日祝の場合はその前の開庁日まで） （例）6月入園希望の場合、4月21日～5月20日 ※5月入園の受付は令和4年4月1日（金）～4月20日（水）まで受け付けます。
受付時間	平日 8時30分～17時15分
受付場所	那覇市こどもみらい課（本庁舎3階49番窓口）
申込方法	必要書類（P.22～24参照）をご提出ください。

### 選考方法

- 4月入園
  - ・一次受付、二次受付は定員をこえた場合、抽選になります。
  - ・内定した方には、12月下旬に、内定通知書を送付します。
  - ・追加受付は先着順です。
- 5月以降入園
  - ・先着順です。

### 校区外の児童について

- ・進級できる保証がありませんので、次年度は改めて申込みが必要です。
- ・入園後に校区外へ転居した場合は当該年度末までの在園となります。
- ・市外へ転出した場合は最長で転出月の末日までの在園となります。  
ただし、5歳クラスは在園継続できる場合がありますのでご相談ください。
- ・隣接する小学校への入学を保証するものではありません。

#### 那覇市へ入園日の前月24日までに転入できる方（P.50参照）

一次および二次受付の申込に来場できる方は、那覇市民と同様に受付します。（代理でも可）  
来場できない方は、追加受付期間中に広域入所申込みをしてください。  
追加受付は先着順です。窓口申し込みと書類到着が同日だった場合は、窓口を優先します。

## 私立認定こども園(1号認定)・私立幼稚園の申込方法



各施設で入園受付を行い、入園する児童を選考します。

### 対象施設および対象児童

- ・私立認定こども園の1号認定児童
- ・私立幼稚園

### 申込方法

受付場所	各こども園・幼稚園
受付期間	各施設へお問い合わせください。

※私立認定こども園1号で発達支援保育を希望される方は、障がいの状況がわかる、診断名が記入された医師の診断書・意見書、もしくは療育手帳、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書のいずれかの写しを施設へご提出ください（P.20～21参照）。